

災害時における物資供給に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）、プラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福山市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について供給の協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資とし、甲から乙に対する要請時点で乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（発注）

第4条 甲の乙に対する発注は、原則、乙運営のWebサイト又は乙指定のFAXオーダーシートで発注するものとする。ただし、当該手段により発注が不可能な状況が発生した場合には、甲乙協議のうえ定める方法にて行うことができる。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から発注を受けたときは、対応可能な限り当該発注事項の実施に努める。

2 乙は、前条の発注に応じることが困難な場合は、その旨を甲に連絡する。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し日時及び場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（代金等）

第7条 物資の代金及び運搬に要した費用（以下「代金等」という。）は、災害時直前における価格を参考に、災害発生後の価格変動等を考慮の上、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（代金等の請求及び支払い）

第8条 乙は、物資の引渡し後、前条で決定した代金等について納品書及び請求書により甲に請求し、甲は、当該請求内容を確認後、速やかに当該代金等を支払うものとする。

（報告）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は夫々の連絡責任者について、また、甲は乙に対して、在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(事業所運営)

第10条 この協定に基づく甲の物資供給の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の日前1か月迄に、甲乙いずれもその延長に対して異議がないときは更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

2025年（令和7年）12月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 東京都千代田区永田町2丁目13番10号
プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント 北川 一也

別表

調達物品等一覧表

被服関係	作業服、防寒服、ライフジャケット、安全チョッキ、ヘルメット、長靴、安全靴、カッパ、防塵マスク、軍手、ゴム手袋、防護メガネ、靴下、タオル、その他被服に係る品目
現場用具関係	ロープ、コンパス、水平器、距離計、コンベックス、スプレーラッカー、紅白ポール、木杭、セメント、土嚢袋、油吸着マット、カラーコーン、砂利、コンパネ、巻き尺、三角定規、脚立、図面入れ、スコップ、鉈、鋸、金鎚、釘、針金、一輪車、野張、ヘッドライト、トランシーバー、拡声器、その他現場用具に係る品目
文房具関係	電卓、筆記具、消しゴム、マジック、定規、はさみ、付箋紙、ガムテープ、セロハンテープ、クリップ、ホチキス、ホワイトボード、その他文房具に係る品目
生活用品関係	カセットガス、カセットコンロ、洗面用具、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、衣料洗剤、紙コップ、紙皿、割り箸、ティッシュペーパー、ウェットタオル、使い捨てカイロ、ごみ袋、鍋、やかん、ラップ、包丁、台所洗剤、救急箱、包帯、絆創膏、殺虫剤、おむつ、生理用品、その他生活用品に係る品目
非常食関係	乾パン、アルファ米等食料関係、飲料水関係
家電製品関係	電気ポット、延長コード、電気ストーブ、扇風機、テレビ、ラジオ、炊飯器、冷蔵庫、洗濯機、乾電池、タップ、電球、デジタルカメラ、懐中電灯、パソコン、プリンター、インクリボン、その他家電製品関係に係る品目
寝具用品関係	シュラフ、タオルケット、毛布、枕、蚊帳、その他寝具用品に係る品目
その他	ストレッチフィルム、簡易トイレ、テント、投光器、物干し竿、物干し台等